

第2回史跡伊賀国庁跡保存整備事業実施設計検討委員会会議録

日 時 令和2年2月5日(水) 14:00～16:30

場 所 府中地区市民センター 会議室

出席者

- (委員長) 坂井秀弥 (奈良大学文学部文化財学科教授)
(副委員長) 高瀬要一 (元奈良文化財研究所文化遺産部部長)
(委員) 穂積裕昌 (伊賀市文化財保護審議会委員)
上出通雄 (府中地区住民自治協議会学習文化部会部会長)
高崎義昭 (坂之下区長)
(オブザーバー) 高松雅文 (三重県教育委員会事務局社会教育文化財保護課)
(事務局) 笠井賢治 (伊賀市教育委員会事務局文化財課 課長)
福島伸孝 (伊賀市教育委員会事務局文化財課主幹)
眞名井孝政 (伊賀市教育委員会事務局文化財課主任)
(コンサルタント) 浅野誠一 (中央コンサルタンツ(株))
梶田智成 (中央コンサルタンツ(株))

欠席者

- (委員) 寺崎保広 (奈良大学文学部史学科教授)

1. 開会

笠井課長あいさつ

2. 報告事項

前回検討委員会の振り返りと実施設計図の概要の説明

3. 協議事項

中央コンサルタンツ株式会社(以下 中央) 配布資料により実施設計における各施設の仕様について説明。

委員長 前回の検討結果に基づいて、今回あらためて案を提示して頂いた。順番に従って検討する。

《建物跡の掘立柱表示について》

委員長 まず、掘立柱建物の半立体表示の柱材。これは協議事項の資料1頁の擬木仕上げということだが、皆さんで議論し決定すれば良いか。

中 央 はい。

委 員 それぞれの違いについては？

中 央 柱の肌目を杉皮のむき仕上げか、ヒノキの樹肌仕上げか、クヌギの樹肌とするか、

ということです。

委員 実際の発掘の結果ではどうか。

委員 伊賀国庁跡の柱は、地中にヒノキ材の柱が残っていたと思うので、間違いなくヒノキだということ。資料の右上（ヒノキ仕上げ）の写真が実際に近そうである。クヌギ肌等の擬木を使うと、実物よりも黒い柱になってしまう。

委員 確実にヒノキであったという理解でよいか？

委員 まず、スギは使わないと思われる。

委員 建物の柱にクヌギも使わない。

委員 クヌギもスギも腐りやすいからである。そうすると大体はヒノキとなる。既製品でこうした柱状のものがあるのか？

中央 サイズが特殊なので既製品ではない。既製品を基に改造をして半立体復元の柱用のサイズのものにする場合と、全く新造して制作する2タイプがある。

委員 木肌仕上げについては、基本的には既製品からの流用となるのか？

中央 仕上げについては、基本的には製造会社等が既に持っている仕様のままです。

委員 古代のヒノキはわりと木目が細かい。年輪を表現すると思うが、年輪は少し細かく表現してもらう方が良いと思う。昔は柱を作るために割って製材するので、大変材質のいい木ではないと、柱材自体が作れなかったと思う。

委員 擬木の外観もそうした雰囲気、ある程度目が詰まったものを再現するのか？

委員 平城宮等はずっと特別に上等なヒノキを使っているが、伊賀国庁跡のヒノキでも300年程の年輪が使われているはずである。

委員 単にこれは擬木ですという説明というよりも、元々ヒノキだったから、ヒノキの擬木で古代のヒノキですと説明すればよい？

事務局 細かい年輪で擬木を設置した事例があれば、ご参考までに遺跡名等をご教授頂きたい。

委員 平城宮も擬木を使っているが、年輪の細かいところの再現まではあまり気にしていなかった記憶であるが。

事務局 切口の年輪の部分を細かめに再現するというイメージでよいか？

委員 実際に使われていた古代の柱材の年輪はとても細かいも筈で、1箇所で使用するのはなくて、解体した後に次の場所に持って行って再使用したりする。

事務局 平城宮跡の擬木柱を参考にすれば良いか？

委員 平城宮跡のものは、伊賀国庁跡では少し上等すぎると思う。平城宮跡より少しは赤茶色であっても良い。

委員 先生方のお話しについてだが、私もかつて行政でこうした仕事をしていたのでよく分かるが、先生方の言われる質感を擬木で再現したものは、道路や公園関係の仕事の経験では見たことはないです。そこまでの肌目の処理や再現は製品ではおそらく出来ないと思う。

- 中央 擬木の肌仕上げも結局はメーカーの作業員が手作業で仕上げるので。
- 委員 手作りだとしたら、再現も可能ではないのか？
- 中央 可能かもしれないが、コンクリートやモルタルでから、どこまで忠実に表現できるか技術的な限界があると思う。特注で細かく注文はできるが、同じものの再現するのは実際には厳しいと思う。
- 委員 当時のヒノキの木目を完全に再現できないのは仕方がないだろう。
- 事務局 平城宮跡の見本とかあれば何とかなるかも？ですかね。
- 委員 どこまで再現が可能なのか、もう少し調べて頂くようお願いする。
- 県教委 擬木の色が決まると、今度は土系舗装の色調も変わるかと思うが、この議論は後にして決めるのか？
- 委員長 それは協議事項(3)の土系舗装か？
- 県教委 そうです。建物の周りの土系舗装の事です。
- 中央 それは3番目の協議事項である。
- 県教委 舗装の色調をもう少し明るくしたい、暗くしたいということも文化庁から出るかもしれない。それでは、後ほどご協議をお願いします。
- 委員 他の遺跡はそういう事を配慮して整備しているのか？資料にある勝呂廃寺は関東では有数の古い寺院跡だが、クヌギの擬木の既製品を使っている。
- 委員 クヌギの皮付きの柱などという事は、復元としてはまずあり得無い。
- 中央 おそらくですが、擬木を更新した際に、既製品ありきで更新したため、担当レベルで整備の考え方が継承をされていない可能性も考えられる。
- 委員 擬木の柱の上(天面)は平面か？平面であれば、少し丸み持たせた方が雨水は入らず良いと思うがいかがか。
- 中央 切り口部分、小口はおそらく面取り処理すると思う。天面に水が溜まるような仕上げは、おそらく製造者側もしないと思う。
- 委員 念のために製造者への確認もお願いします。
- 委員 柱の高さはどうするのか。決めたか？
- 中央 基本計画策定時の検討委員会の際に、建物跡と塀跡とでは同じ径ではないだろうとの指摘があった。そのため塀の柱は細くなっている。正殿が最も太いが、脇殿とも径を変えて差別化している。
- 委員 正殿が「φ500」の「h800」と記載してある。一応、再検討いただく。
- 中央 基本設計の策定検討委員会の議事録を見ると、高さや径を差別化するよう指導を頂いている。
- 委員 微妙に変えている。前殿は「φ300」の「h500」、脇殿は「φ350」の「h600」。塀は「φ200」の「h300」とある。
- 委員 これは、柱の大きさの説明をする際にきちんと説明できるのか？
- 事務局 基本設計の検討委員会で指摘をいただき、柱の径は、発掘調査報告書に記載された

柱穴の大きさもとにした。高さは正殿、脇殿といった建物跡の差別化をする中で、柱の太さに応じて若干差別化をした。

- 委員 太さは根拠が明らかであればそれで良い。では、半立体復元の柱の高さは正殿 80cm、前殿 60cm、脇殿 60cm、門 30cm の基本設計案でよいか。
- 委員 正門は、確か柱の半立体復元はしないのではなかったか？門の擬木は「φ200」の「h300」とある。門も四隅に柱を建てるのか？
- 事務局 四脚門だったと思う。柱については6本であった。
- 中央 現設計では6脚である。
- 委員 発掘調査で、木質の皮を残してあるのを確認している。ただし、分析まではしていない。現場で木片を見てヒノキと判断したと思われる。
- 委員 発掘調査の際に確認した柱材はヒノキであると確定をしていない。報告書にも重要な柱のところに柱材が残っており、写真や図面にはそのことが記してある。
- 委員 それらは、地中に残してあるのか。
- 委員 一部は取り上げたが、基本的には保存する遺跡なので、すべては取り上げてはいないかもしれない。
- 委員 柱の高さは正殿 80cm、脇殿 60cm、前殿 60cm でよいか？
- 委員 半立体復元の柱は座りやすいか？
- 委員 重要なのは整備完成後、実際どのように見えるかだ。
- 中央 80cm は少し高い。会議室の椅子の座面が 45 cm程なので、80 cmは座るのは難しい。
- 委員 前殿と脇殿の高さを変えたのはどうしてか？前殿は脇殿より少し低い。南門はもっと低い。南門の柱の位置は確認できたか。
- 事務局 遺構で確認されていると思う。確か6本です。
- 委員 これは実際には詳細は分からないですね。
- 委員 高さはどの程度あるか。
- 委員 本来、建物の柱の高さは 2m程ある。高さ 80cm は、復元すると擬木の柱が並んで建っている雰囲気が出る。60cm でもそれなりに奥行きは感じられると思うが、前殿だけ 10 cm低くしたのはどういう理由か。決めたときの記録等はないか。
- 事務局 柱の径は現地調査の記録から出している。基本設計を作成する当初、径は全て均一だったと記憶している。そこで、均一では不自然という指摘があり、正殿でも身舎と廂の柱の太さを変えた。しかし、半立体復元の柱の高さは議論をしたというより、建物の序列を区別ができるように微妙に差異をつけた。明確な根拠があるわけではない。
- 事務局 柱の高さは、昨年度の基本設計報告書を確認すると、強度や柱の径とのバランスを考慮して直径の 1.5 倍程度に設定したとなっている。
- 委員 そうすると、前殿と脇殿で差がついているのは？
- 委員 柱径が違う。

- 事務局 正殿が 50cm の柱径で、前殿については 30cm の柱径が検出されているのである。
- 委員 脇殿の柱は径 35cm。
- 委員 太さに比例してということであれば説明がつく。関市の弥勒寺官衙遺跡では実際に現地に柱を建てて、何 cm ならどの程度だと、見え方や使い方を確認したらしい。そうした作業を施工の際にやった方が確実かと思う。
- 事務局 実施設計の段階ではこの程度とし、施工の時に再確認するか？
- 委員 関市の弥勒寺官衙遺跡は、設計時に検討した。
- 委員 あそこは仮整備をやっているのだから、その点ではやり易かったところもある。80cm は高すぎて、という意見は、どのような使い方を前提としているのか気になる。ただ単に建っていた方が良いのか、少し座りたい時はどうするかなどを考えておいたほうが良いかもしれない。それは伊賀市や地元の意向次第といえる。
- 中央 遺構の象徴として表現するものを、椅子代わりに扱う事を善しとするのかどうか、という点が、我々が最も確認をしたいところです。正殿の柱跡等は神聖なものとして大切に扱うべきものなのか、本当に腰掛け代わりに利用をしても良いものなのか？といった位置づけが決まると、高さも決め易い。
- 委員 地元の方は半立体の復元柱が建っているところに腰掛けることについてどうか。
- 委員 建物跡の復元柱は、高く腰掛け代わりに使わないようにした方が良く思う。
- 委員 南門の柱は 30cm なので、これらには腰掛けられる。
- 委員 立体的に見て、整備範囲の奥の方にある柱が高いが、目立つ印象だ。低い復元柱ばかりだといかかなものか？
- 委員 柱は低いと沿道から目立たない。道路から見ると手前や奥に民家があるので一定程度の高さが無いと、遺跡であることがよく分からないと思われる。
- 委員 復元柱を腰掛けることができるものと割り切るならば、それも一つだが、史跡であってここに建物あったことを意識させたいのなら、来訪者に分かるようにしないと良い整備とはいえないように思う。やはり正殿等は史跡伊賀国庁跡の象徴なので、それまで椅子にしてしまうと、よろしくないように思う。
- 中央 正殿の柱の上に腰掛けてというのは、我々も正直抵抗を感じる。
- 委員 今の計画でも腰掛けられる低い柱もあるので、入口の手前が最も低く、奥に進むにつれ次第に高くなる。立体感が出て良いような気がする。
- 委員 擬木なので別に座っても構わないとは思いますが、外から見た際に大きな建物だとか、ここが正殿跡だったのだなという事が、見てすぐに分かった方が良く。
- 委員 それならもう少し高く、逆に 1m 位の高さがあっても良いかもしれない。
- 中央 擬木の製品で、大きいものはコストが掛かるのであまり製造しません。やはり製造会社の工場やプラント内で制作や運搬の出来る規模のもので収めておいた方が良く思う。
- 委員 そうすると、原案程度の高さや径が良いという事か。地元の方々も含め伊賀市とし

でも、この計画内容で良いか？

事務局 地元の方がどう利用されるかという問題もあるが、先生方が仰るとおり遺跡である事と、建物をイメージするためのアクセントとして分かりやすいと思う。基本設計の内容は、正殿の部分と他の建物や塀を、径も高さも違えているので、建物の区別が分かり易くて良いかと思う。ご意見を頂戴して、今の設計内容で良いのかなという事を感じた。

委員 正殿は径 50cm もあるので、高さが 80cm でも、それほど違和感はない。柱が低くて径を 50cm にするとずんぐりむっくりで柱らしく見えない。高さを径の 1.5 倍としたのは、まずまず良い考え方かなと思う。建物の柱らしくも見える。

事務局 復原柱の規模について、ご意見やお尋ねがあれば、先の議論の内容を説明させていただくという事でよろしいか。

委員 有益な議論ができたと思う。擬木柱はこれで良いとする。

《敷地内に施工する芝について》

委員長 次は芝。掘立柱塀の内側が張芝で、その外側は種子吹付工法としている。見た目にはどのような違いがあるか。

中央 施工直後の見た目は、張芝は 50%張りなので、市松模様になっている。種子吹付の方は、ちょうど芽が発芽したばかりのため、坊主頭のような感じ。時間が経過すると吹付の方は牧草地のような感じになり、張芝の方は芝生広場のような感じになる。

委員 掘立柱塀の内側が政庁域で重要な空間だという雰囲気の違いが出るということだよいか。

委員 芝は 50%張りなので全てが芝生になるまで時間がかかる。その間に雑草も入る。管理をきちんとなしないと雑草に負けてしまう恐れがある。

中央 芝生もどきの「スズメノカタビラ」という雑草がある。一見して芝に見える雑草があって生命力が強いので、管理を小まめにしないと芝生を淘汰することがある。

委員 完全に芝で覆われると、他の植物が入ってこられなくなるから良いが、覆われるまでに 3 年、5 年はかかると思う。その間に雑草を抜かないといけない。刈るだけでは退治できないため抜かないといけなくて、それを覚悟しておかないと、きれいな芝にならない。芝をきれいに管理しようと思うと、年に 5 回ほどは刈らないと、夏の間は月 1 回程度刈らないと結構伸びる。周りの種子吹付の牧草はもう少し手を抜いても良いと思う。草刈りは肩掛け式の草刈り機で刈るのか。押すタイプか。誰が刈るのか？

事務局 まだそこまでは決めていない。現在の維持は、くれ返しや畔草刈りを地元の方と契約して管理いただいているので、そういう形でやっていただかないといけないと思う。現在、畦草刈りは肩掛けでやっている。当課には、手押しの草刈り機があ

るので、それらも利用することも考える必要がある。

委員 手押しのタイプ、作業時に持ってくるのか？

事務局 現在、伊賀国分寺の草刈り作業は作業時に運搬している。軽トラで運んで2人で刈るという、恐らくそうなると思う。

《遺構部分の土系舗装について》

委員長 次の土系舗装の議論。土系舗装は、正殿・脇殿等の建物部分。広場と門の南側は脱色アスファルトで、強度のある舗装材を使用している。これはどういう内容か？

中央 前回の会議で紹介された齋宮跡同じような色味の舗装色での整備を考えている。

委員 広場は両方ともこれと同じようになるということか？

中央 広場はこういった（齋宮跡の広場舗装のような）色味で考えています。

委員 「ガンコマサ」はどのような色味になるのか？資料左上の写真のような色か？

中央 写真よりももう少し白っぽいです。真砂土のように白っぽいです。

委員 「ガンコマサ」もう少し強いものにできるか？

中央 できる。「スーパーガンコマサ」と言い、雑草防止のタイプと車が乗っても良い2パターンがある。「スーパーガンコマサ」は車の乗入ができる強度になっている。

委員 そちらの方が良いのではないか？「スーパーガンコマサ」で良いのではないか。通常の「ガンコマサ」はすぐにひび割れして、ボロボロになってしまう。

中央 「ガンコマサ」に限らず、どの類似品でも基本的には真砂土にセメントを混ぜて固めているだけなので、どのメーカーでも同程度の強度のものがある。

委員長 皆さん、強度が高い方でよいか？

中央 「スーパーガンコマサ」舗装で進めるという事でよいか。

《前庭部の広場の施工について》

委員長 次は芝生と舗装の見切りについて。

県教委 前庭部の広場の脱色アスファルト舗装について、文化庁の整備担当の調査官に図面を送付し意向確認した。脱色アスファルトで広場を四角く区切っているが、調査官が最も気がかりなのは、来訪者が遺構と勘違いすることで、計画図のように四角く区切ると遺構と勘違いされるのではないかとの意見があった。門の南側の脱色アスファルトについても、当時からあったものと誤解されないようにするよう指摘があった。調査官の案は2つある。まず最も大事なことは、芝生を背景に建物があると認識されること。その場合に広場をどうするかというと、緑化ブロックを広場の所に敷いて、間から芝生が生える形にした方が、誤解を招かずによいのではないかとの意見であった。もう一つは、脱色アスファルトを広場に敷くのであれば、正殿や前殿を含めて、当時の政庁域内を脱色アスファルトで敷くのが誤解のない方法ではないかとの意見であった。しかし、全面脱色アスファルト敷とすると、費

用の面と排水が面で厳しくなる。脱色アスファルトは吸水・透水性が悪いので周囲の排水能力をアップさせる必要があり、後者の案は現実的ではないとの意見であった。緑化ブロックの案は、車椅子の方でも入ることが可能であるとのことなので、検討したらどうかとの意見であった。

委員 前回の話では、十字状の通路だけ舗装があるのは違和感がある。建物に囲まれた広場の空間に意味がある、ということで舗装部分を広げた計画にした。文化庁の見解だと今度は広場の舗装が遺構のように捉えられるという事か？

県教委 前殿と西脇殿と東脇殿の間の内側だけが、当時から特別な空間であったと勘違いされることの無いようにすべきとのご意見であった。

委員 緑化ブロックを施工するなら、通路とする案を復活させて、その部分を緑色にしてはどうか。緑化ブロックは費用が高む。平米当たりどの程度か？

中央 平米当り、1万円以上はします。

委員 透水性脱色アスファルト舗装よりも高いか？

中央 高い。基本的には特殊なブロック舗装の類なので。

委員 全体が芝に見えるようにというのであれば、緑化ブロック舗装とする範囲を通路部分に限定してはどうか。

県教委 調査官も、緑化ブロックを使う場合、広場全面に緑化ブロックを敷くのではなくて、通路部分をメインにして極力少なくするのはどうかとの意見があった。周りが緑で違和感がないので、極力面積を少なくする工夫もよいとのアドバイスもあった。

委員 緑化ブロック舗装は駐車場として使用するか？

中央 本来、主に駐車用で使う。コンクリートやアスファルトで一面になる所を、少しでも緑化をしたいという趣旨で開発されたものなので、芝生の延長線上でという考え方にはなると思う。しかし、仕上げは芝生の見た目と全く同じには見えない可能性がある。その他ブロックの中の芝生の管理が結構大変で、普通の芝生部分よりも枯れやすいといった事が起こり易くなる。

委員 緑化ブロック舗装とした場合の経費はどの程度か。

中央 緑化ブロックの芝はマンションの駐車場外構等でよく見掛けるが、芝が次第に育たなくなりブロックだけの状態となってしまうものが結構ある。

事務局 逆に脱色アスファルトの範囲を広げて、正殿と前殿の間も含めて、もう少し北側へ拡張する方法であれば良いのか？

県教委 緑化ブロックはあくまで調査官の個人的意見で、脱色アスファルトの範囲をもう少し正殿付近まで広げる案はどうか、と話をした。調査官は塀の内側が空間として重要であって、遺構の表現として使うのであれば、その形にした方が、来訪者の遺構に対する理解も進むということであった。

事務局 脱色アスファルト範囲を広げる案の方が現実的なような気がするが。

県教委 私も折衷案ではどうと思ひ、調査官に聞いた。

- 事務局 部分舗装なら全面舗装のが良いのではという事か？それらが文化庁としての結論だというわけか。
- 県教委 あくまでも、可能性として2つの案を頂いた。
- 委員 当時の元日朝拝とかの式典は、おそらく前殿の前で並んでいたのではないかと思う。現在の市役所の講堂のようなところで、位や役職に従って前列から並んでいく。前殿の前も公的な空間という意味では、舗装部分に意味がないことはないと思う。
- 県教委 最近、文化庁は整備においてカラーコーディネートにも留意しいて、手摺やスロープは同じ系統の色でまとめて、来訪者が現代に造った施設であることが分かるように区別し、当時の遺構を復元した部分は、同系統の色でまとめて整備で復元した箇所であることを分かるようにして、それぞれが明確に区別され誤解のないように整備するよう強調されている。
- 委員 南門の南側の通路の舗装も、緑化ブロックで良い気もする。
- 中央 緑化ブロックは、車椅子の方は通ろうと思えば通れるが、バリアフリーの基準では通常車椅子が通行するには適した舗装材に該当しない。基準では車椅子等が通行する部分は平滑な路面である事という規定があるので、緑化ブロックでは、凹凸があつて通るとガタガタしてしまう。
- 中央 車椅子の人が自力で通行するには少し難しい。
- 中央 自力だと少し厳しい。凹凸があるので負担や抵抗があつて円滑には通行できない。
- 中央 介助者等が後ろから押せば通ることができる。
- 中央 押せば行けるが、それがバリアフリー対応か？と言われる厳しい。
- 委員長 どうするか。学術的な検討も必要で、県教委も委員さんにフォローを頂いたらどうか？
- 委員 斎宮跡は、正殿の背後も含めて透水性脱色アスファルト舗装にしている。ただ、委員先生の仰るように、この中に囲まれた空間に意味がある。しかし、補助金を出す側の意見なので、そこにダメと言われた場合どうするか。以前の十字状通路の形態に戻すというのはどうか？
- 事務局 前回の議論の趣旨からいくと、十字状の通路にするはおかしい。本来の形ではないということで。いっそのこと忠実ではないかもしれないけれども、前殿の前らしくという話だった筈ですけれども。
- 委員 かつては土のようなものなので、本来はこちらの方が良いかもしれない。土か土に似た色で、しかも管理がし易い方が良い。本来はこの空間は芝生ではない。忠実するならば脱色アスファルトとすべきかもしれない。整備では公園的な意味合いも考えないといけないので芝生でということであろうが。十字状は広い幅員にしなければ、車椅子用の通路と理解できなくもない。
- 委員 しかし、実際に政庁域の中をすべてアスファルト舗装すると夏は照り返しで非常に暑くて全面に脱色アスファルト舗装をやる必要はないと思う。原案でいって、南

側通路は緑化ブロックでも良いかもしれない。この案でいくか、十字状の通路に緑化ブロックを埋め込むか、どちらかではないかなと思う。

県教委 脱色アスファルトと緑化ブロックとの価格差は？

中 央 緑化ブロックの方が脱色アスファルトの倍はします。2倍程度高価である。

事務局 県教委と文化庁のお話を聞いて、カラーコーディネートにより本来あったであろうものと現代の便益用途ものを色分けするという考えに従うと、前殿の前の方形の部分で脱色アスファルトで十字なり口の字にして、南門の南側も同じ色にする。あくまでもバリアフリーのために脱色アスファルトで整備したことを明示するのはまずいか？

県教委 それだと、十字状通路の案に戻ることになる。

事務局 そう。戻る。

県教委 脱色アスファルトにすると、おそらく昔にも十字の道があったと勘違いされるという事で、これまでの助言を頂く形になった。

事務局 むしろ脱色アスファルトの色味も含めて、古代のものではなく現在の舗装の色味であると説明だとしたらどうなのか？

委 員 十字通路は緑化ブロックで、バリアフリー的にはあまり良くはない。しかし芝生と見た目が一緒。文化庁としてはそこに固執するということであろう。これまでの議論では、それしか決着が見いだせない。結局は、緑化ブロックでも芝生と同じようには見えない。時間が経つデコボコすると思う。

県教委 結局は、芝生の緑を意識しただけであろうと理解しても良いと思う。

事務局 南門の南側通路は、脱色アスファルトでよい訳ですよね？

県教委 広場を十字状の緑化ブロックにするのであれば、南側通路も緑化ブロックにした方が良いと思う。

事務局 緑化ブロックは、バリアフリーの観点から車椅子の方が利用する通路の舗装として適切ではない。

中 央 そうです。

委 員 砂利敷きに比べれば歩きやすい程度。

中 央 砂利敷きよりはましにだが、車椅子を使っている方にとっては、ブロック表面が凸凹でゴツゴツしているの、緑化ブロックの上を通ることを案内するのは適切ではないと思う。

委 員 その案を入れた上で、今一度文化庁に尋ねてはどうか。施工の立場からは緑化ブロック舗装はバリアフリー的にはあり得ないと。そのぎりぎりの妥協点がこういう案であると。その上で県教委と市教委と一緒にいくか、誰か同行してもらってはどうか。

県教委 調査官には、緑化ブロック舗装なら十字状通路の形態でも良いのではないかとの意見は頂いている。

- 委員 緑化ブロック舗装はバリアフリー上、車椅子利用者が1人で通行できないという問題があり、介助する人が必ず居なければならない。そういう問題が名古屋城復元化の際のエレベーターの問題もあるので、そのあたりは文化庁としてどうお考えですか？ということを探ねてはどうか。そこは県教委がバリアフリーを担保するのが最低ラインということを説明し、それでも文化庁の見解が緑化ブロックで整備するという意向であれば、それは仕方がない。
- 中央 確認ですが、先ほどの十字状通路が緑化ブロック舗装の場合は、広場自体はすべて芝生でよいか。全体的に広場空間としては一様に緑色だという整理でよいか。
- 委員 色目が全般的に緑色で見た方が良くということか。
- 県教委 基本コンセプトとして、芝生の中に建物跡が浮かんで見えるという感じで、誰にでも遺構が明瞭に分かるという点を大事にして欲しいという事。
- 中央 提案ですが、芝生の中に緑色のカラー舗装というのはダメなのでしょうか？
- 県教委 あると思いますけれども、それはそれでまたいかがか？
- 中央 今にも昔にも緑色をした土は無いので、緑色の舗装が現代のものだというのは明らかに分かる。バリアフリーのために整備した便益施設だということも、舗装が緑色であること自体で皆さん理解できるのではないかというのが考え方としてあります。緑化ブロックではなくて緑色をした透水性アスファルト舗装です。
- 委員 ブロック舗装ではなくて？
- 委員 脱色性アスファルト十字ブロック？透水性の？
- 中央 いや、緑色をした透水性アスファルト舗装というものが実際にあります。
- 事務局 なるほど。土系舗装では昔からある感じになってしまうが、緑色であれば、地道や土色としては確かにあり得ない。
- 中央 脱色アスファルト舗装や土系舗装は、古代の土や地道の色に似せてあることに存在意義があるので、その色を便益施設に用いると、遺構と誤解を招きやすい。
- 委員 緑色の透水性アスファルトは実際に在るの？製造も可能か？
- 中央 実際にあるし、こうした現場へ施工することも十分可能。
- 事務局 明らかに人工物だと分かる色目である。
- 中央 緑色のアスファルト自体、今の世の中にしか存在しない。
- 委員 それなら車椅子の人には優しい感じになる。
- 委員 当初の十字状通路にして、十字部分を緑色の透水性アスファルトで整備するという事か？
- 中央 緑のアスファルトの通路ですと、芝生の色目には完全には合わないですけども、目立たなくはなります。
- 委員 維持管理面も楽になる。
- 委員 緑色の舗装にすれば、遺構と誤解しないということか。
- 中央 明らかに現代のものだという事が分かる。

事務局 南門の南側のエントランス通路部分はどうするか？

中央 そちらも当時に存在しない通路なので緑色舗装になる。

事務局 現在の図面で透水性脱色アスファルトとした茶色部分はすべて緑色の舗装という事か？

中央 はい、緑色の透水性のカラーアスファルトです。

県教委 色目については、どの程度の緑色なのですか？

中央 緑色といっても色々ありますけれども。

県教委 色見本が何かありますか？

委員 運動場とかの緑色のイメージか？

中央 陸上競技場トラックの外側の緑色のようなイメージ。色目は調整できる。

委員 文化庁の意向を反映するという意味合いでも、高価な緑化ブロックではなく、緑色アスファルト舗装でどうか。市の財政状況等も交えて考慮をして。

中央 カラーアスファルトの色目については、結構選ぶことができる。

県教委 調査官にその話をしっかりとすれば、考慮いただけるかと思う。

委員 そうだとしたら、素晴らしい。

委員 確かに、バリアフリーに対応している施設と言っているのに、舗装材がバリアフリーに適していないものなら、利用者から苦情が来る恐れがある。

委員 スロープまで設置してありますから。

中央 バリアフリー対応としてスロープまで設置をしておいて、その先の通路が緑化ブロックにしてバリアフリーに対応しているという話にしてしまうと、我々コンサルとしても一体全体どういう設計をしていたのか？という点で、問われてしまいますので。

委員 そうすると、南門とその通路の間の区画溝の遺構表示のところも、スムーズに越える工夫が必要となる。

中央 この部分は、敷板を置いて渡しておけば車椅子の人も支障なく通れて遺構表現も残すことができると思う。

委員 了解した。それでは検討と協議をお願いします。

県教委 舗装の件は、設計がまとまり次第、調査官に尋ねる。

委員長 県教委から建物部分の舗装の色と擬木の柱の色の話があったが。

県教委 擬木の柱はヒノキの木肌とするということで、スギの木肌よりもイメージしていた色に近くなった。そうするガンコマサの色とどういうカラーバランスになるかということを確認したかった。ガンコマサは逆に白っぽい。

中央 白いです。実物は資料中の写真の色に近い。

県教委 スギ肌の柱だと、遺構の土系舗装ほぼ同じような色だが、ヒノキ肌の柱では、柱の色が目立つがよいか？

中央 資料中の事例（豊前国府跡公園）の写真のような仕上がりになる。

県教委 カラーバランは、周囲が緑濃色で、建物跡の土系舗装が少し白っぽくて、柱の色目が締まって見えて、史跡の建物跡らしく見えるということか。

中央 はい。

県教委 ならば良い。

委員長 前庭部の芝生のところは、以上でよいか。

事務局 先ほど先生から張芝が芝 50%の市松張りで施工すると全面が芝で埋まるまで時間がかかり、その間の維持管理が大変であるという指摘があった。張芝が市松貼りではなく、全面張れば時間はかからないということになる。現状では未確定であるが、施工の過程で予算にゆとりが出た場合、市松張り(50%貼り)から、全面張り(100%)へ変更するよう調整の上、進めたいがよいか？

委員長 全く問題ない。むしろその方向で進めた方が良い。

委員 芝生は全面 100%で張れるのだったたらその方が良い。それでも結構雑草は生える。

《遺構と遺構以外を区別する見切り板・掘立柱塀の見切縁石について》

委員長 舗装の見切り材、見切縁石は提示された案でよいか。

中央 前回会議の決定事項であるが、確認事項として資料に掲載する。

《案内板・手摺りについて》

委員長 案内板・手摺り。手摺りは1段にするか2段にするか？

委員 シンプルなもので良いのではないか。スロープは片側に付ければ良いと思う。

中央 スロープについては、手摺りは両側に設置するのは必須事項です。手摺りの持ち手は、2段にすると景観的に煩雑なので1段でも良いとしている。

委員 バリアフリー用のスロープは、手摺りが両側に要るのか？

中央 スロープには手摺りが両側に要る。

委員 持ち手が1段でも良いのか？

中央 持ち手は1段でも良い。

委員 規定があればそれに従うことになる。入り口の階段は手摺りが必要かどうか。

中央 公園等の整備では、スロープと階段の両方に手摺りを付けることになっているが、バリアフリーの観点では、障害のある方が行ける経路が1か所あれば良いので、階段の手摺りは必須とされない。

委員 階段部分は要らないと思う。

中央 基本はそうである。

事務局 前回の検討委員会でも、そういう結論を頂いたと思う。

事務局 確認だが、手摺りの色目はどうするか？先ほど、カラーコーディネートの議論もあったので確認したい。

委員 これは黒色か？

中 央 一般にはダークブラウン色と言われている。資料にカラー標準色というのがあり、ホワイト、ダークブラウン、マイルドブラウンがある。

委 員 ダークブラウン色で良いのではないか？

中 央 ここでは白色などは目立つと思う

委員長 ダークブラウンとする。

《案内板について》

委員長 案内板は、印刷面の耐久性のグレードの違いがあるが、原案では、最も上のランクのもので考えているようだ。価格が10万から60万程度まで差があり、耐用年数が3年、5年、10年以上とある。20年程度持つものとかはないか？

中 央 20年印刷面が持つものは、なかなか無い。

中 央 20年間劣化しないという性能要求は少し厳しい。

中 央 焼き物ぐらいではないか。現在、サインの板面でそうした素材のものがあるかどうか不明であるが。

委 員 陶板のサインか。

中 央 印刷ではなく陶板であれば長持ちはするが、高価である。

委 員 資料中のものは、一番高価なものでもフィルムヘプリントか。

中 央 はい。

委 員 少しでも長持ちするものを作った方が良い。将来的に変更するのも、そのときに予算が確保できるかどうか不透明である。ここでは、仕様の10年以上持つものとするが良いか？

委 員 はい。

委 員 劣化は、直射日光が当たるかどうかというのものもある。少し傾いている方が耐久性は良いが、案内板は南向きか。

委 員 国庁跡なので、原則南面となる。

委 員 南面なら日当りは良い。10年程度で更新することも考えないといけないし、板面の印刷はやり直しが利かないので、校正をきちんとしていけない。

委 員 説明文は良く考えて専門家しか分からないような文面は避けること。新聞の投書にもある。最近では、福井県の一乗谷朝倉氏遺跡に行ったが解説板が全く分からないという投書があった。

委 員 報道番組でもやっていたが、中学生に向けて分かるように書いた方が良い。

委 員 義務教育のレベルで分かるものが良いと言っていた。その方針やっている高槻市の解説板は非常に良く出来ている。よくある悪い例が、史跡指定時の説明文をそのまま書いてあるもので、あれでは市民には分からない。

事務局 高槻市の事例の遺跡名は分かるか？

委 員 今城塚古墳であったと思う。

委員 あれは、陶板の解説板であったと記憶している。

《史跡標識について》

委員長 史跡標識・階段について、史跡標識は標柱と横置きのものが確かあったが。

委員 史跡標石について、文化庁の意見はあったのか？

県教委 特にない。

委員 伊賀市としてはどのように考えているか。

事務局 これまでの議論を踏まえると、城之越遺跡のものに合わせるのが良いと考えている。城之越遺跡に合わせて横置きかと考えている。

委員 縦置きの標柱にしてはどうか。ただし、資料に掲載の文字配置は良くない。レイアウトを検討する必要がある。

委員 資料の図面では、文字は明朝体になっているが、普通は教科書体のような感じだ。

委員長 結論として標石は縦型のもので良いか？どちらかというところ、縦型の方がしっくりする。文字の書体は市で検討すること。

委員 文化庁の標準図は30cm四方だと思う。高さも決まっていたと思う。文化庁の記念物課の資料のどこかには標準図が載っている。以前はその規格でないと作成できなかったが、現在は横型のものでも認められている。

《階段について》

委員 協議事項の階段とは何か？

中央 正面の階段は、耳石を付けないということである。

委員 それは前回議論した。

《その他》

委員長 その他の協議事項。散水栓について。

委員 芝生の維持管理のために散水栓を付けたという事で、この内容で問題ない。

委員 散水栓の配置は問題ないと思う。それより散水栓を設定するなら水飲みや手洗いなどは要らないか。普通は公園とかにはあるが、ここでは設置しなくても良いか。

中央 公園では、砂場等で土を触ったり遊んだり、といった活動が伴うので必要と思う。

委員 必要性があるとしたら幼稚園の遠足等だが、子どもが来た時にあれば便利である。

中央 水道の使用頻度が少ないと、水道配管中の塩素が切れてきてあまり良くないと思う。水を出さないと3日程度で塩素成分が切れる。頻繁に使われる所であれば水飲みや手洗いを設置したいと思うが、使用頻度が低いところならやめた方が良くかなと思う。

事務局 地域のご意見はいかがか。

委員 当然、水が使えるのは良いかもしれない。小さいお子さんや小学校から遠足で歩い

てきて、トイレ行きたいと思っただがないといったことや、手を洗う所が無いとなるとどうなのか?と思う。

委員 トイレは、北側の公園にあるものを使うということであったが。

事務局 北側の公園のトイレの利用を視野に入れているという事であったと思う。

委員長 トイレがない状態では、使い勝手がどうかと思う。

委員 大人はトイレが遠くても大丈夫だと思うが、それでも足りないかと。

委員 史跡地へトイレを設置するのは難しい。トイレ自体も結構経費が嵩み、史跡に合うように手を加える必要がある。

委員 非常に経費が嵩む。

委員長 史跡でのトイレの設置は非常に苦勞をした経験がある。

委員 景観面でも、普通のトイレを設置するわけには行けないと思う。

委員 史跡整備は、トイレを設置すれば良い整備といったことにはならないので。

委員 景観を配慮する必要があるうえに、汚水や排水処理も考える必要がある。

事務局 史跡整備の範囲にトイレを設置するとすると、かなり大変なことになる。手洗いについてはどうするか?

委員長 先ほどの話だと、水をあまり使わなければ必要性が低いということになる。

委員 地元の人で近所なら良いが、他所から子どもたちが来た時にどうするか。

委員長 どういった使い方が現実的かだ。

事務局 3日間使用しないと水道水の塩素成分が切れるということであれば、手洗いの設置も現実味がないか。

委員 しかし、夏場の散水などは結構水を掛けていないと芝は持たないと思う。

事務局 散水栓ぐらいで留めておくのが現実的か。

委員 散水は、リールホースなどを近くに置いて、使う時に持って行って遣るか?

事務局 運用面もいろいろ検討する必要がある、未だ協議中の部分もある。

委員長 水を大量に使う際、水量は十分か?

中央 水は出る。もし水飲みが必要なれば、後から追加して設置することができる。少し分岐しておいて、水栓も安価なもので整備したい。

中央 散水栓を水飲みと立水栓がついたものに付け替えたなら、散水にも水飲みにもなる。

委員 水栓が蛇口と水飲みと二口付いているものとか、色々ある。

中央 散水栓のすぐ横とかに追加で置ければ良いか。

委員長 それでは、水飲みや手洗い栓は、今決めなくても良いか?

委員長 次の協議事項である区画溝の敷き込み石は、碎石ではなくて玉石とする。とあるが、これは経費がかかるという事で良いか?

中央 玉石にすれば経費はかかる。現状では予算内で収まりそうなので、購入した玉石の単価前提で概算工事費はまとめてある。

委員 どこかの川原へ取りに行くとかはどうか?

- 中 央 おそらくそれが最も安価に済ませられるが採取は勝手にできない。
- 委員長 勝手にすると法律違反になる。
- 委員長 過去は古墳の整備などで、市民が川原から葺石を持ってくるイベントでやっていたところもあった。史跡整備というのは市の事業として実施するが、それだけでは地元の皆さんと整備の価値が共有できない。完成したものが地域の皆さんのものだ、そういうものになる工夫が必要である。その過程でいろいろなことができると思う。いろいろ創意工夫をして整備事業を実施してもらおう。
- 中 央 ところで、前庭部の広場の舗装を十字状にして芝生の緑化ブロックにするか、という議論があったが、グリーンのアスファルト舗装とする案について、今一度確認しておきたいが？
- 委 員 その案をもって、文化庁に相談するという話であったかと思うが。
- 中 央 了解した。
- 委員長 バリアフリー対応としておいて、緑化ブロックで整備するという結論は、やはりあまり良くないと思う。緑色のアスファルト舗装は、他の事例はないかもしれないが、その案でどうか？という事で検討してもらおう。
- 委 員 来年度から始めると、何年度までにできるか？
- 事務局 令和 6 年までの事業計画になっていると思う。来年度も既に予算制約がかかっているところだが。
- 委 員 いずれにしろ 5 年間で出来ることでもなさそうなので、その間にいろいろ工夫しながらやればと思う。公園もそうだが、史跡整備においても行政は予算を投入して整備して、住民に使って下さいと言ったとしても、住民の人たちが本当に使ってくれるか、というのは全く別問題である。地元の人や市内の中学生など、色々な人が色々な使い方が出来るような工夫をしないと上手くできないと思う。全国の史跡を見ていると、造ったがそれっきりといった史跡も中にはある。折角予算を投入するので、是非とも色々工夫をして頂きたい。本日は有難うございました。

5. 閉会

課長より閉会挨拶